

新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「令和六年能登半島地震」により被害を受けた中小企業者等の施設又は設備の復旧・復興を推進するため、補助事業者が行う施設又は施設の復旧整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「令和六年能登半島地震」とは、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第5号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」、第3項に規定する「小規模企業者」、特定事業者（中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者。以下「特定事業者」という。）をいう。

5 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。

(1) 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

(2) 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者

ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者

イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

(3) 次のいずれかに該当する事業者

ア 過去数年以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあつては令和2年1月28日とする。）以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

イ 別表3のとおり、令和六年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

(4) 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており県知事が認めた事業者

(5) 令和六年能登半島地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

6 この要綱において「復興事業計画」とは、令和六年能登半島地震により被災した中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興のために、県が策定する計画をいう。

7 この要綱において「復興グループの構成員」とは、復興事業計画に記載された中小企業者等をいい、復興事業計画に記載された復興グループの構成員の施設又は設備を「特定施設等」という。

(交付の目的)

第3条 補助金は、中小企業者等の施設又は設備の損壊等の物理的な被害が広範囲かつ甚大であり、サプライチェーンが毀損する等により地域経済が停滞する事態にある場合に、県が策定する復興事業計画に基づき、復興グループの構成員が、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和六年能登半島地震による災害からの復旧又は復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象となる経費は、特定施設等であって、令和六年能登半島地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、復興グループの構成員が復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。

- 2 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設又は設備を新たに整備等するための経費又は施設若しくは設備の補強や改良工事（以下「改良工事等」という。）に要する経費を加えることを妨げない。
- 3 前2項における補助対象経費については、別表1のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助対象者及び補助対象者別の補助率は、別表2のとおりとする。

- 2 補助金の上限額は、1事業者あたり3億円とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、他の経理と明確に区分して経理し、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第20条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施にあたっては、第7条第3項各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(10) 補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業者にあつては、この限りではないが、令和六年能登半島地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組を実施すること。

ア 中小企業者にあつては、30%以上

イ 中小企業者以外の事業者にあつては、40%以上

(11) 実績報告書に、前号で定める保険又は共済への加入を証明する書類を添付すること。

(12) 損害保険契約の締結その他の事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、自然災害が発生した場合における対応手順の決定その他の事業活動に対する影響の軽減を図ることにより、自然災害が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化に努めること。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1号様式による補助金交付申請書を知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業計画書（知事が別に定める）

(2) 暴力団等の排除に関する誓約書（第2号様式）

(3) その他知事が別に定める書類

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

(4) 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更の承認申請)

第10条 第6条第1号の規定により、次に掲げるいずれかの重要事項の変更をしよう

とするときは、第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）
- (2) 補助対象経費の経費区分欄に掲げる経費相互間のいずれか低い額の20%を超える経費の配分変更

2 第6条第1号の規定による添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業変更計画書（知事が別に定める）
- (2) その他知事が別に定める書類

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第11条 第6条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第12条 第6条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、あらかじめ第5号様式による完了延期報告書を知事に提出しなければならない。

（実施状況報告）

第13条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、知事が指定する期日までに実施状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の1月31日までに補助事業を完了（当該補助事業に係る補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、第11条の規定による補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）させ、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月10日のいずれか早い日までに、第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業実績書（知事が別に定める）
- (2) 取得財産等管理台帳（第7号様式）
- (3) 第6条第10号で定める保険又は共済への加入を証明する書類
- (4) その他知事が別に定める書類

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第16条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費につい

ては、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（立入検査等）

第17条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

（是正のための措置）

第18条 知事は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第19条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業に関して、規則の規定若しくは規則の規定に基づく知事の指示又は補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- 2 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
 - 3 補助事業者は、交付決定の取消しに関し、補助金の返還を求められたときは、その求めに係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - 4 補助事業者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第20条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、規則第19条第4号及び第5号の規定により知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年経済産業省告示第64号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。
- 3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ第9号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第21条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他必要な事項)

第 22 条 この交付要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 2 9 日から施行する。

別表 1

補助対象経費区分	内 容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、復興グループの構成員（補助事業者）の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用

- ・ 上記の施設又は設備の復旧・整備に要する経費には、施設又は設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費又は改良工事等に要する経費を加えることを妨げない。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業及び改良工事等に要する経費を加えた施設又は設備の復旧・整備に要する経費については、令和六年能登半島地震による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・ 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・ 災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その保険金又は共済金が、補助対象経費から補助金を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）を超える場合においては、自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金額から控除する。
- ・ 補助事業者が復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備であり、令和六年能登半島地震による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能であり、適正と認められる場合には、補助対象経費とすることができる。

別表 2

補助対象者	補助率	補助上限額
中小企業者及び 小規模企業者	補助対象経費の4分の3以内	1事業者当たり 3億円
特定事業者	補助対象経費の2分の1以内	
特定被災事業者 (中小企業者及び 小規模事業者)	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費のうち1億円まで定額補助・補助対象経費が1億円を超えるときは、補助対象経費から1億円を控除した額に相当する額については、4分の3以内	
特定被災事業者 (特定事業者)	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費のうち1億円まで定額補助・補助対象経費が1億円を超えるときは、補助対象経費から1億円を控除した額に相当する額については、2分の1以内	

別表 3

項 目	要 件
<p>厳しい債務状況にある事業者</p>	<p>次のいずれかに該当し、早急に企業再建を行う必要がある事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者 2 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者 3 過剰債務の状況に陥っている事業者 4 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者 5 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者 6 第二会社方式により再生を図る事業者 7 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者
<p>経営再建等に取り組む事業者</p>	<p>相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られる等、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる事業者</p>
<p>認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者</p>	<p>次のいずれの事項についても、認定経営革新等支援機関による確認を受けている事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和六年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること 2 経営環境等を見据えた適正な規模での復旧等であること

・ 「過剰債務の状況」とは、原則として令和六年能登半島地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

- 1 債務超過に陥っている事業者
- 2 繰越欠損を計上している事業者
- 3 次式で判定した年数が15年以上となる事業者

$$\{\text{有利子負債（短期借入金+長期借入金+社債）}\} \div \{\text{減価償却後営業利益} \times 1 / 2 \text{（営業欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない）} + \text{普通減価償却費}\} \text{※}^1$$
- 4 次式で算出した値が正となる事業者

$$\text{長期借入金及び社債の年間返済額} \text{※}^2 - \{\text{減価償却後経常利益} \times 1 / 2 \text{（経常欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない）} + \text{普通減価償却費}\} \text{※}^1 - \text{金融機関調達（予定含む）} \text{※}^3$$

※1 試算期で判定する場合は、「試算期末からさかのぼって12か月間の損益計算書」を用いて判断する。

※2 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

※3 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額（設備資金を除く）をいう。

新潟県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
企業名又は屋号	
代表者職・氏名	

新潟県なりわい再建支援補助金 交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額 (※別紙「補助事業計画書」から転記)

- (1) 補助事業に要する経費 金 _____ 円
- (2) 補助対象経費 金 _____ 円
- (3) 補助金交付申請額 金 _____ 円 ※千円未満切捨て

2 補助事業完了予定日 令和 年 月 日

3 関係書類

- (1) 補助事業計画書
- (2) 暴力団等の排除に関する誓約書 (第2号様式)
- (3) その他知事が別に定める書類

[連絡先]

担当者職・氏名		ファックス番号	
電話番号		メールアドレス	

新潟県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
企業名又は屋号	
代表者職・氏名	

暴力団等の排除に関する誓約書

私は、新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき交付申請をするに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 自社（個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は1の(1)から(7)に該当することとなった場合は、新潟県に速やかに届け出るとともに、新潟県なりわい再建支援補助金の交付決定を取り消すことを承諾します。

令和 年 月 日

新潟県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
企業名又は屋号	
代表者職・氏名	

新潟県なりわい再建支援補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け地産第 号で交付決定のありました標記補助金について、下記のとおり事業計画を変更したいので、新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の内容

(1) 事業内容の重要な部分に関する変更 (有 無)

(2) 補助対象経費の経費区分間の額の配分に関する変更 (有 無)

2 変更の理由

3 関係書類

- (1) 補助事業変更計画書
- (2) その他知事が特別に定める書類

令和 年 月 日

新潟県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
企業名又は屋号	
代表者職・氏名	

新潟県なりわい再建支援補助金 中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け地産第 号で交付決定のありました標記補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 今後の見通しと対策
- 4 関係書類（中止（廃止）の理由が確認できるもの）

令和 年 月 日

新潟県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
企業名又は屋号	
代表者職・氏名	

新潟県なりわい再建支援補助金 完了延期報告書

令和 年 月 日付け地産第 号で交付決定のありました標記補助金について、下記のとおり予定の期間内に事業が完了しないこととなったので、新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延の内容及び理由 ※自己都合によるものは認められません。
- 3 遅延への対応
- 4 事業完了予定日
- 5 関係書類（遅延の理由が確認できるもの）

新潟県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
企業名又は屋号	
代表者職・氏名	

新潟県なりわい再建支援補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け地産第 号で交付決定のありました標記補助金について、下記のとおり事業が完了したので、新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱第14条の規定により報告します。

記

1 補助事業に要した経費及び補助金額 (※別紙「補助事業実績書」から転記)

- (1) 補助事業に要した経費 金 _____ 円
 (2) 補助対象経費 金 _____ 円
 (3) 補助金額 金 _____ 円 ※千円未満切捨て

2 補助事業完了日 令和 年 月 日

3 関係書類

- (1) 補助事業実績書
 (2) 取得財産等管理台帳 (第7号様式)
 (3) 保険又は共済への加入を証明する書類
 (4) その他知事が別に定める書類

4 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人			
口座名義人フリガナ			

第7号様式

取得財産等管理台帳

(単位：円)

財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得年月日	保管場所	備考

(注)

- 1 対象となる財産等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産、船舶、浮標、浮さん橋、浮ドック及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 数量は、同一規格品等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

令和 年 月 日

新潟県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
企業名又は屋号	
代表者職・氏名	

新潟県なりわい再建支援補助金 概算払請求書

令和 年 月 日付け地産第 号で交付決定のありました標記補助金について、新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき請求します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円 ※交付決定通知の金額を記載すること
- 2 概算払受領済額 金 _____ 円
- 3 今回請求額 金 _____ 円
- 4 概算払を必要とする理由

5 関係書類

- (1) 施工業者等への支払額が確認できる書類（領収書の写し等）
- (2) その他知事が別に定める書類

6 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人			
口座名義人フリガナ			

令和 年 月 日

新潟県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
企業名又は屋号	
代表者職・氏名	

新潟県なりわい再建支援補助金 財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け地産第 号で額の確定を受けた標記補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱第20条の規定に基づき申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産の品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分方法（譲渡・貸付等の別、有償・無償の別、処分の相手方等）及び処分予定日

- 4 処分理由

[連絡先]

担当者職・氏名		ファックス番号	
電話番号		メールアドレス	